

村上市空き家バンクのご利用にあたって ～STEP 1 登録編～

空き家を売りたい人

1 空き家バンクへの登録申し込み

市内にある空き家を売りたいとお考えの所有者で、空き家バンクに登録を希望する場合は「空き家バンク登録申込書」を記入して市に提出ください。

2 空き家の現地調査

登録申し込みのあった物件に市の担当者が伺い、所有者（又は管理者）立会いのもと調査を行います。
登録申し込みの内容に間違いがないか確認し、空き家バンクホームページ掲載に必要な写真撮影を行います。

現地調査では市が協定を結んでいる「新潟県宅地建物取引業協会村上支部」の担当者も同行し、金額などのアドバイスしてくれます。

3 空き家バンクへの登録・公開

所有者に「空き家バンク登録通知書」を交付し、空き家バンクホームページで公開し情報の提供を行います。



空き家を買いたい人

1 空き家バンクへの利用登録申し込み

空き家バンクに登録している物件の購入を希望する人は、空き家バンクへの登録が必要です。

＜村上市空き家バンク利用要件＞

- ・村上市の自然環境や生活文化を十分に理解・尊重し、地域住民と協調して生活しようとする人
- ・前項に掲げる人のほか、市長が適当と認めた人

＜提出書類＞

- ・空き家バンク利用希望者登録申込書
- ・誓約書
- ・本人確認書類（免許証等）の写し

2 空き家バンク利用登録の通知

提出いただいた利用登録申込書の内容に不備・問題等がないかを確認し、「利用希望者台帳」に登録します。
登録後、申請者に対して通知します。



村上市空き家バンクのご利用にあたって ～STEP 2 交渉・契約編～

1 市の担当者へ見学希望の連絡をする

ご連絡を受けたら、市の担当者から仲介業者（及び所有者）に連絡し、現地見学の日程を調整します。



2 現地見学

仲介業者（及び所有者）と購入希望者で現地見学をします。市の担当者は見学には立ち会いません。



3 交渉・契約

見学後、交渉等を希望する連絡を受けた場合に、仲介業者にご案内します。見学した物件のみ交渉・契約を希望できます。



市と協定を結んでいる「新潟県宅地建物取引業協会村上支部」の協力業者が、売買の交渉・契約の仲介を行います。